

第四十八回国会 衆議院 内閣 委員会議録 第三十三号

昭和四十年四月十六日(金曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒松清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八田 貞義君

井原 岸高君

池田 清志君

塚田 徹君

綱島 正興君

野呂 恭一君

淡 徹郎君

理事 伊能繁次郎君

理事 永山 忠則君

岩動 道行君

高瀬 傳君

辻 寛一君

二階堂 進君

藤尾 正行君

受田 新吉君

高橋 衛君

白井 莊一君

八塚 陽介君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

八田 貞義君

受田 新吉君

茨木 純一君

村上海太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

村上孝太郎君

岩倉 規夫君

第一類第一号

内閣委員会議録第三十三号

昭和四十年四月十六日

本日の会議に付した案件

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一号)

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七号)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(中村高一君外八名提出、衆法第九号)

行政監理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)

旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案(八田貞義君外十三名提出、衆法第二三三号)

河本委員長 これより会議を開きます。

先ほどから再三社会党に対し、理事会並びに委員会に出席方を要求いたしておりましたが、出席がございません。なおもう一度社会党に対して出席を求めたことにいたしますので、しばらくお待ちください。——社会党委員に出席をお願いいたしますが、出席がありません。やむを得ずこのまま議事を進めます。

議事進行について荒松委員から発言を求められております。これを許します。荒松君。

○荒松委員 一言議事進行につきまして発言をいたします。

昨日のILO案件等に関しまして衆議院の各委員等が紛糾しておるようであるのでございまして、これは本内閣委員会には関係のないこととございまして、昨日、われわれ自由民主党といいたしましては、日本社会党に対しても、あるいは民主社会党に対しても、理事会を数度にわたりました。明日はいかなる事態が起こっても本委員会は開き得るようには主張をしまいたたのでございまして、本日は、遺憾ながら日本社会党の委員の出席がないようございまして、非常に遺憾でございますが、民主社会党におきましては、民主主義の鉄則並びに議政政治に徹しられまして、ここに本委員会に出席されたことは、私は、非常に民主社会党に対しまして敬意を表するものでございまして、(拍手)どうか本日の委員会はきわめて円満のうちに、なお多数の法案が提出されておりますから、多数の法案全体につきまして十分審議を尽くされたいことを希望いたしますが、委員諸君、御賛成をお願いいたします。(異議なし)と呼ぶ者あり、(拍手)

以上申し上げまして、本委員会は、全提出法案について審議を円満のうちに尽くされることを希望いたします。(拍手)

○河本委員長 憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案、皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、総

理府設置法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案、行政監理委員会設置法案、旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案、以上十二法案を一括して、議題とし、質疑を行ないます。永山忠則君。

○永山委員 旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案について、質疑を提案者にいたしたいと存じます。

旧勲章年金受給者といえは、結局旧金鵄勲章年金受給者と同一の対象であるかどうかという点が一点でございます。

時間の関係がございまして、続けて申し上げますから、どうか記録にとめてください。

第二は、旧勲章の一時賜金受給者にも当然支給すべきものであると考えますが、これに対する所見はいかがでありますか。

第三は、本案は憲法十四条一項並びに三項に違反してはいないかという点に対する所見を承りたい。

第四は、軍国主義につながる憂いはないか。民主平和憲法の本質に一致しておるかどうか。この点に関してでございます。

第五は、社会保障の一環として見るべきであるか、この点でございます。

第六は、金鵄勲章は着用してよろしいかどうか。この点に関しては、提案者の答弁後において、賞勲局のほうからも答弁をお願いいたします。

まず第一に、受田提案者のほうから御説明を求めたいと存じます。

○受田議員 永山委員の御質問にお答えを申し上げます。

私からお答え申し上げる部分は、憲法に關係す

る法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、総

理府設置法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案、行政監理委員会設置法案、旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案、以上十二法案を一括して、議題とし、質疑を行ないます。永山忠則君。

○永山委員 旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案について、質疑を提案者にいたしたいと存じます。

旧勲章年金受給者といえは、結局旧金鵄勲章年金受給者と同一の対象であるかどうかという点が一

点でございます。

時間の関係がございまして、続けて申し上げますから、どうか記録にとめてください。

第二は、旧勲章の一時賜金受給者にも当然支給すべきものであると考えますが、これに対する所見はいかがでありますか。

第三は、本案は憲法十四条一項並びに三項に違反してはいないかという点に対する所見を承りたい。

る問題を中心として申し上げ、その他八田議員から重ねて御答弁を申し上げることにいたします。

ただいまの御質問の第一点の旧勲章の年金受給者の中には、金鷄勲章以外のものが含まれるかという点でございますが、このことにつきましては、旭日章という勲章が、現に年金を伴う勲章として存置されております。これは金額にいたしまして、旧制でございますので、戦前と変わらぬ、高いところで年額約千円程度のものでございますので、現実には存置してありますけれども、新しい経済生活に関連する立場のものとしてははなはだ少額であつて、憲法十四条の「いかなる特権も伴わない」という関係とはかけ離れた存在として御了承を願いたい。

ただ、金鷄勲章受給者に支給された年金は、終戦直後の勅令で御存じのとおり廃止されております。その後何ら処遇を受けていない。そこで、今回経済能力を失つた特に高齢者に対して、また経済的処遇が失われているそれらのたいへん気の毒な人々に対して、特権的な立場でなくして、その生活を保障するという、いま御指摘の社会保障的性格を帯びた立場で法案を提出させていただきます。

なお、この金鷄勲章受給者の年金受給者であつた人に対する今回の措置は、平和憲法の平和に対する精神に抵触しないかという御質問でございますが、この問題につきましては、新しい憲法の精神の中には、金鷄勲章というものはいま全然ないのでございます。昔の制度で恩典を受けた人々に対して、そういう特権的なものでなくして、経済的な処遇として、社会保障の一環という意味で年金にかかわる一時金を差し上げようというのでございますから、憲法論から見て、平和の精神に全然抵触する考えはございません。

なお、第十四条の憲法の規定の中にあるいかなる特権も付与しないという第三項のこの精神は、これはあくまでも生かすべきであつて、現に文化勲章なるものがありますけれども、この文化勲章

は、文化功勞者に対して、その中で特に文化勲章受給者をきめるべきであつて、この意味においては、文化功勞年金というものがすでに支給されておりますが、これは勲章に対する特権というよりは、文化功勞に対する恩典という意味でありますから、憲法の規定に抵触しない。これと同じように、金鷄勲章一時金は、廃止されたかつての勲章の受給者に対する新しい角度からの社会保障という意味でございますから、第十四条のこの特権という問題には抵触しないということを御答弁申し上げます。

もう一つ、憲法二十九条に財産権を侵してはならないという規定がある。この規定は、やはり今度の法案にある程度考慮すべきではないかと思つております。長い間この年金を対象に生活をしておつた人々が一挙にこの年金を奪取されるということとは、結局既得権を侵害されるということにもなるわけですね。その意味では、かつていたしておつた年金を基礎に生活をしておつた人々に対する既得権剝奪という問題が、一つ一方で考慮されるべきじゃないかと思つて、そういう意味で、古い軍國主義の思想の金鷄勲章受給者に対する恩典という意味は全然取り入れないで、そのかつていたしておつた年金による生活権をこの機会に、特に老年者でもあつて、それをお守りして、老後の生活を多少でもお楽にしてあげたいという心づかいから出た法案であるということをお受け承りいただきたいのであります。

○八田議員 ただいま永山委員から御質問になりました点を、個案書式的に御答弁いたしたいと思います。

まず第一の質問の点は、旧勲章一時賜金受給者の生存者にも一時金を支給してはどうか、こういう御質問であつたかと思つて、今度の御審議願つています法案は、武功勲章とかあるいは社会保障とかを目的とするものではございませんで、単にかつて年金を受けておられた既得権の地位の保護を目的とするものでございます。したがいまして、一時賜金受給者にも年金受給者と同じ取り

扱いをなすべきかどうかにつきましては、賜金の性質上及び他の一時賜金受給者との関連で、これに拡大適用することは適當でない、こういうふうな考へております。

もう一つ、旧金鷄勲章年金受給者のみを対象として一時金を支給することは、憲法第十四条に抵触することになりはせぬか、こういう御質問でございますが、第十四条第一項に反するかどうかという点につきましては、われわれはこういう見解を持っております。

旧年金受給者というのは、昭和十六年に金鷄勲章年金令が廃止されたあとにおきましても、なお旧令によりまして昭和二十一年まで年金を受けておられたのでございます。いわゆる既得権者と見られるという点と、次は支給を受けられる方々が満六十歳以上の高齢に達しておられる。したがつて、経済的な能力というものを失つておられる人が非常に多いのでございます。こういった実情から考へまして、さらにまた支給額が過大ではないという点を考慮に加えてまいりますならば、他の戦争犠牲者との比較におきまして、法のもとに平等であるという条項に反するといふふうには考へられないのでございます。

もう一つ、一時金支給に関連しまして、憲法第十四条の三項の違反とならぬか、こういう御質問でございますが、本法案は旧金鷄勲章年金受給者のかつての既得の地位にかんがみまして、これに對しまして特別一時金を支給するものであります。旧金鷄勲章を栄典として復活しまして、これに一時金を伴わせようとするものではございませんから、憲法第十四条三項の「栄誉、勲章その他栄典の授与は、いかなる特権も伴わない」という条項に反するものといふふうには考へられません。

それからもう一つは、受田委員から御答弁がございましたが、こういつた旧金鷄勲章受給者に対しての処遇改善というものが、いわゆる日本国憲法の基本原則であるところの平和主義に抵触しないか、こういう御質問でございますが、こ

のたびの処置は、戦功を立てた方々に対するところの評価を新規に行なうものではございませんで、かつて受給しておられた方々の年金を失わさせられた経済的損失に着目いたしまして処遇の改善を行なうのでございますから、平和主義に反するものといふふうには考へられないのでございます。

そうしてまた、こういつた一時金の支給の法案に對しまして、むしろ社会保障の一環として考へたほうがよかつたのではないかとはいふやうな御質問でございますが、本法案によるところの一時金というものは、高齢者に支給されるものでありますから、これらの処置というものは、先ほどから申し上げておられるように、かつて持つておられたところの既得の地位に着目して講ぜられるのでございませぬから、社会保障の概念で律し切れるものではないといふふうには考へるのでございます。

以上、御質問に對して御答弁いたします。

○岩倉政府委員 金鷄勲章は、昭和二十二年政令四号で廃止になっております。したがつて、現行勲章ではございませんが、これを御服用になることは御自由でございます。

○永山委員 一時賜金受給者にはこれは必ずやるべきものであるといふことだけを提案者に一言申し上げまして、あとは質問を保留いたします。

○河本委員長 網島正興君。

○網島委員 農地報償問題についてお尋ねをいたします。

第一点に伺いたいことは、補償とせずは何ゆゑに報償という字が使われたか、こういう一点であります。

もう一点は、報償価格があまりに寡少ではないか。

第三点は、もともと農地を買取されるときに価格が非常に安きに過ぎておられはせぬか。御承知のとおり、これはちよつと御説明申し上げますが、農地の補償するときの価格は、これは実は当時の

米価から換算してやられたのでありますが、その米価の設定も、換算に用いられた額と食糧庁が買受けた額とは、実は食糧庁の受けた半額でやっておられるのであります。もつとも食糧庁は、最初農地補償に用いられた額を定めたのであります。世論の反対にあって、とうとう倍額で買ひ受けておるのでありますから、この点が非常にいかぬのじゃないか。

いま一つは、未開墾地、それから牧野、こういうものについてどうして補償するようにされたか。さらには物納を何ゆえに除かれたか、こういうことをお伺いいたします。

なおごく簡単に答えを願ひまして、いずれまた機会を得て十分に御質問申し上げます。

○白井政府委員 本案が、農地補償法案でなくて、報償とすることは使っている理由はどうかというお話でございますが、これはすでに最高裁でも裁判で決定が出ておられますけれども、当時といたしましては適當と認められる対価で政府が買取をいたしましたしております。したがって、今回の報償といたしましては理由も、これが前回の買ひ上げ値段が足りないからこれに對してあとから追加払いをするという意味でございまして、結局戦後の非常な混乱期において農地を解放したということによって、農村のいわゆる民主化というものに對して、旧地主が、いわゆる被買取者が非常に貢獻をした、その功勞といふものを多量にいたしまして、これに對して報償しようという意味において、したがって報償という文字を使つたわけでございます。

次に、これが値段が低過ぎはしないかということでございます。これは、いまも申し上げましたように、今回の給付金の支給は、農地という財産を買取されたことによりまして非常に貢獻されたということをお申し上げしましたが、さらには農地被買取者が心理的にも、また経済的にも非常に影響をされたというところは、もう世間で周知の事実でございますので、そこで支給金額をどの程度にしたならば、いま申し上げたようなことが最

終的に解決できるかということ、この問題の緊要性とともに、社会的な公平な立場を総合的に勘案いたしました。さらには財政的な事情も考慮いたしました。きめたものでございまして、政府といたしましては適當な価格である。また御承知のように最高裁の判例におきましてもこれが適當であるというよりな判決があるわけでございます。その点は御了承いたされたいと存じます。

なお、未開墾地をなぜ加えなかつたかということにつきましては、当時これを立案いたしました事務当局のほうから詳しいかと存じますので、その關係者のほうから御答弁申し上げます。

○八塚政府委員 ただいま御質問になりました未墾地等の問題でございますが、これは先生も御承知のように、未墾地の買取につきましては、すでに昭和十三年、つまり戦争以前に農地調整法が出ております。その農地調整法の中におきましても、農地の合理的な使用、つまり逆に申しますと地主小作という問題ではなくて、農地が利用されない状態にある場合にはこれを政府が指示をして買ひ取りというよりな制度になっております。それ以後、確かにお話のように自創法の中にもございまして、

農地の高度利用、具体的には食糧の増産等の場合にはそれを使用するといふ目的のために高度利用をするというよりなことで、つまりこれは地主、小作という關係を改善する農地改革とは違つた範疇のものでございまして、今回のいわゆる報償法案の対象から離れたわけでございます。なお、物納につきましても、補足いたしますと、物納も、御承知のように、確かに農地証券をもつてかえるというよりなこともございまして、しかし、これはやはり税でございまして、しかも具体的な事情はあるいはお気の毒であるといふことも私どももわからないわけではないのでございまして、物納といふものを農地に限つて報償の対象にいたしますと、これは当時の財産税の物納一般論と關係をいたしてまいりますので、私どももいたしまして

ては、やはりこれを切り離すことが至当であるといふふうに考慮いたしましたわけでございます。

○網島委員 御議論を伺いました。実は最高裁の判決で相當額だといふことが決定しておるし、またそれは非常に違憲でもないといふよりな判決もされておるのであります。御承知のとおり、法は適及せずといふことは、これは世界的な法律の法則です。法律をあとからつくつてどんだん前のやつをこわしていくということなら、法の治安といふものはその日からこわれるものであります。ただ、最高裁がとつておるのは、御承知のとおり、刑法については特にあとからできた法律で前の無罪を処罰してはならないという規定から適及を否定しておるが、民法については、特に憲法の規定がないからこれは適及してもいいんだということだといふのであります。また世界じゅう、法は適及せずといふ規定をしている法律は、ほとんどないと思ふんだ。各國の例に、何がゆゑに日本だけがこのやうなことをしたか。しかし、最高裁がした判決だから、私どもはこれをぶちこわすといつて乱暴するわけにはいかない。だから、ひとつ考へていただきたいことは、事態の変化によつて最高裁の判決が事態に沿わなくなつた場合、あるいは本来おかしな場合、立法府がこれについて新たな立法によつてこれを是正することは妥當だと思ふのであります。立法府において立案する場合は、提案について、実はその点を御加味になつたかどうか。それは最高裁のおっしゃることだから、地頭と泣く子には勝てないという思想でやられたかどうか、そういうことをちよつと伺つておきたい。

○八塚政府委員 最高裁の判決は、自創法に基づきます農地改革、特にその対価について妥當であるといふこととございまして、これは私どももいたしまして、御承知のように、最高裁の判決の過程におきましても、少数意見もあつたわけでございます。しかし、最高裁の判決が一たん出たわけでございます。それいたしました、かりに立法をいたしましたして、最高裁の判決と矛盾する立法をし

た場合には、再び最高裁がまた同じ判決をするといふことに、つまり將來に對してではなく、過去の一つの事実に對して矛盾した意見といふものは考へられないわけですから、過去の事実に對して最高裁はある一つの判決をした、そういう事態がもう一回將來出た、その場合に、再び立法府がある程度最高裁の判決とは離れて立法されることは、これは別の問題に思ひます。昭和二十年から二十五年までの一つの事実に對して、最高裁がすでに意思を表明した。それに対して、同じ過去の事実に對しても一ぺん立法をするといふことになる、立法と司法の繰り返しになります。しかしながら、私どもはそういう観点から、最高裁の判決といふのは、終始一貫前提として考へた。ただ、私どもの今度の法案は、これは非常に高級な政治的な段階でいろいろ議論されたこととございまして、われわれ事務当局があまりとやこう申すのは適當ではないかとも思ひますが、やはりそういう最高裁の判決とは明らかに關係のない世界において、今度の法案が作成されたのであるといふふうに了解いたしております。

○網島委員 なるほど、今度の法案の立法は、最高裁の判決の範囲でやられた、それはわかります。また事務当局でやられるのだからしかたあるまい、これもわかります。しかしながら、最高裁で一ぺん判決が出た以上、事態がいかに変化していかうか、すべてのことは最高裁の判決どおりいかなければならぬといふことは、これは民主主義は、立法府における行為は、男を女にするといふことはできないが、他のいかなることもなし得るといふ法則に、これは基本的に反する。それで、このやうな点は、今後立案される場合にも、考慮に入れてひとつ御立案を願ひたいと思ひます。ただ、それがゆゑにこの法案を否定しようといふのじやございませぬが、多少の遺憾をその点において持つておるといふこととございまして、

それから、御承知のとおり、二十年から二十七年までかかつて買ひ上げたわけでありましたが、実際は二十二年からでありますけれども、価格の決

定は二十年の秋を現在としてやっておりますか  
ら、こういう摩訶不思議なこともやっております  
あります。これが大体物価は四百倍にもなつて  
おる。それであるにもかかわらず、この二万円とい  
う物価は少し減りません。ここにもう一つ伺  
いたいことは、御承知のとおり、土地には上中下  
がございます。その上中下というものは、御承知の  
とおり、秀吉の地檢からちゃんときめてある。石  
高をきめるにそれできめてある。それで、その後  
は農林省がその事態に即応するように貸付借価格  
というものをきめておるのであります。これ  
を何ら考慮することなく、一反歩について二十俵  
もとれる、あるいは十五俵もとれるところも二万  
円、わずかに三俵か四俵しかとれないところも二  
万円、これはちょっと考慮が足らぬのじゃないか、  
あまりにこの立法はその点の考慮が足らなかつた  
のじゃないか。なければしかなかったが、農林省  
がその点はわりあい科学的に貸付借価格という  
ものをきめておられますので、これに順応した価格  
によってやられるほうが妥当ではないか、こう考  
えるのであります。この点についてはどうでござ  
いますか。

○白井政府委員 この給付金の支給は、旧貸付  
借価格を基準としてやられたほうがむしろ公平では  
ないかという御意見だと思つております。しかし、  
これは先刻も申し上げましたように、補償  
ではなくて報償というのでございますので、個々  
の被買収者の農地について、旧貸付借価格で表示さ  
れておるようなごまかい財産的な価値の相違を考  
慮してやるというのではございませんので、そん  
なやり方ではなく、ここに提案されておるような  
方法のほうが報償という意味からいへば適当であ  
る、こう考えて、本案をこのような内容にいたし  
た次第でございます。

○綱島委員 これは、実は国際戦争で負けますと、  
敗戦国は必ず土地が一番安くなる。そこで、土地  
のその後の価格に対するものによつて、価格の差  
によつて敗戦国の経済再建も行なれたというこ  
とは、これはローマ以来の世界の法則で、最近幾  
らかこれが薄らいだという事情にございます。そ  
こで、この土地の価格というものについては、実  
は各国慎重にやつておる。日本は国際的戦争で負  
けたのはこれが初めてだから、唐突としてこうい  
う立法をやつておるので、世界は必ずしもそう  
じゃないですよ。これはお調べくださいればわかる  
が、ローマからやつておるのであります。それで、私  
はこういふふうに簡単にやつておられたことは  
ちょっとばかり理解に苦しむのであります。御  
趣旨はよくわかりましたから、私の質問はこれ  
で一応留保いたします。

○荒船委員 議事進行。先日来審議をいたしてお  
ります経済企画庁設置法の一部を改正する法律案  
を議題といたしまして、質問を続行されますこと  
を希望いたします。

○河本委員 永山忠則君。

○永山委員 経済企画庁設置法の一部を改正する  
法律案について質疑をいたします。  
本案は、国民生活局の新設を主体といたしてお  
るようでございますが、その目的は、やはり物価  
は非常に上昇する、消費水準も上がつて、し  
たがって国民生活が圧迫を受けておるといふよう  
な関係におきまして、生活局を新設して国民生活  
の安定をはからうという目的であると考へるので  
あります。そこで問題の焦点は、物価の上昇をい  
かに安定せしめていくかというところにあるので  
ございますが、生活局をつくることによつて、中  
小零細企業者の犠牲に物価安定をはかると  
いう結果になることは好ましくないものでありま  
す。したがって、ねらいはどこに重点を置か  
ねばならぬかといへば、物価安定の一番もとな  
る給料を上げる、物価が上がる、給料は上がる  
物価が上がるといふこの悪循環にメスをおろす  
ということが、物価安定の中心になると思つてご  
ざいます。生活局のねらいは、中小企業、零細  
企業者、庶民大衆ということだけに目をつけて、  
一番大きな物価と労働賃金の悪循環にメスを入れ

るといふ構想が十分織り込んでないのではないか  
という不安を持っております。この点に対する意  
見をお伺いしたいのでございます。○高橋(徳)國  
務大臣 たいだいま物価と賃金に対する悪循環を  
何とかして断ち切る目的が、国民生活局を設  
置することの一つの大きな目的でなければならぬ  
という御意見でございますが、もちろんそれは  
国民生活局をつくることについての一つの重  
要なポイントであると存じます。御承知のとおり、  
中期経済計画は消費者物価の安定を目的として  
つくられたところの計画でございますが、この中  
期経済計画におきましては、名目の賃金上昇率を  
七・六に押えておるわけでございます。もちろん  
物価は賃金だけできまる問題ではございません。  
その他のいろいろな経済諸元の影響を受けて最終  
的には決定する問題でございますが、しかし、  
物価に一番大きな影響を与えるものは、言ひま  
でもなく賃金でございます。しこうして、その賃  
金を中期経済計画においては年率にして七・六の  
上昇率にとどめ、と申しますよりも、七・六とい  
う一つの指標を示しておる次第であります。そ  
ういふ観点から、物価と賃金の関係につきま  
して、今後さらに十分掘り下げた検討をしていき  
たい、そうしてこの悪循環を断ち切るような方向  
にせひ持つていきたいというのが、この国民生活  
局をつくる上におきまして非常に重要なポイント  
であらうかと存じます。

永山先生も御承知のとおり、英国においては、  
昨年労働党内閣が政権をとつた次第でございま  
すが、昨年の十二月十六日には政府並びに労使三者  
間にこれらの問題についての共同声明が発表され  
しかも最近新聞の報道したところによりますと、  
ウィルソン内閣は、賃金の上昇を三ないし三・五  
程度にとどめるべきであるといふふうな趣旨のこ  
とを決定したとおるようでございます。アメリ  
カにおいては、賃金の水準をガイドラインとして  
政府が三・二といふような数字をやつており、  
しかも新聞の報道するところによりまして、鉄  
鋼メーカー側は賃金の上昇を二・五ないし二・五

という主張をしておるのに対して、労働組合側は  
五割の主張をしておる。そういうことで、その間  
の調整がなかなかとりにくい。しかし、その調  
整を使うところの製かん、鉄鋼労働に近いところ  
の製かん業の一つにおきましては、先般三・五で  
もつて妥結をしたという事例もございまして、  
そんな関係から、大体アメリカにおいて鉄鋼スト  
が起るから起らぬかということについては、五  
分五分といふふうな観測が行なれておるとい  
う状況でございます。

そういうふうな外国のいろいろな状況を考へて  
みましても、日本の場合におきましては、最近賃  
金と消費者物価というものがそれぞれ追いつ追  
われつと申します。原因となり結果となりして悪  
循環を生じてきていることは、事実として認めざ  
るを得ない。したがって、何とかしてこの悪循環  
を断ち切つていくという方向に向かうのは、これ  
は日本経済を今後安定的な成長の基調に持つてい  
くという佐藤内閣の方針から申しまして、どうし  
ても必要な、重要なポイントであらうか、かよう  
に考へておる次第でございます。

○荒船委員 議事進行。永山君の質疑はまだたく  
さんあると思つて、ちよつと時間となりまし  
て、お昼の時間でございますので、しばらく休憩  
していただきます。

○河本委員 此の際、暫時休憩いたします。  
午前十一時五十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕